

新たな計画の基本的考え方（案）に対する意見
（沖縄県振興審議会第2回総合部会）

平成23年5月23日（月）

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:伊藝美智子

所属部会名(総合)

部会)

諮問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
p-35~36 (4)ア安全・ 安心に暮ら せる地域づく り	ア 安全の見出し3行目から5行目	ア地域づくり3行目挿入 地域安全対策について は、子どもからお年寄りまで災害について徹底し た安全対策を意識付けを日頃から訓練する。5行 目の社会情勢の変化からの確に対応する字数の 関係はどうか。カットしてもよいのでは・・・	東日本大震災は甚大な被害をもたららし専門 家は想定外だと話している。いつ災害が起こ るか予測の出来ない災害対策は、県民一人 ひとりが災害意識を持ち、安全マップ、避難 マップを下に訓練が重要。安全・安心は当 り前、身体で言語で具体的に手の届くように 教育する必要がある。
p41~p42 ア地域コミュ ニティ	ア 17行目 安心して子育てができる環境 づくり・・・両立を支援するなど	・・・両立を支援するワーク・ライフ・バランス(仕事 と生活の調和)など と挿入修正する	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活又は仕事 と家庭)は、男女共同参画社会の実現に向 け現在どの職場でも言葉が根付いている。 男性も女性も性差を超え人権を尊重し、共 助・共創型のまちづくりを進める。ワーク・ライ フ・バランスを打ち出している職場は、働き甲 斐のある職場環境で、トップとの信頼関係も 深い。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 宮城 惠也
所属部会名(総合部会)

諮問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
P81 21行～	(14)政策金融の活用 このため、沖縄振興開発金融公庫に おいては、～ 以下最終行まで。	(14)政策金融の活用 このため沖縄振興開発金融公庫にお いては、総合政策金融機関としての民業 補完という基本的役割に徹しつつ、沖縄 21世紀ビジョンの実現に資するよう安定 的資金供給への役割が期待される。	沖縄振興開発金融公庫と地元金融機関 との協調との大義名分が崩れ、融資獲 得競争等の民業圧迫の色彩が強くなって きている。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

意見書

総合部会専門委員 阿波連 光

(前提)

- ・ 前回は述べたが、現在まとめようとしているものが、沖縄振興計画に代わる新たな振興計画なのか、21世紀ビジョン実現のための沖縄県独自の計画なのか、その位置づけをはっきりさせるべきである。それによって、当然各論の書きぶりが変わってくると思われるからである。
- 1 「社会リスクセーフティネット」というタイトルは別に変更した方がよいと思う。
 - ・ このような用語の使い方が他で一般化しているのであれば問題ないが、「社会的セーフティネット」とは、病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法25条の最低限度の生活を営む権利を保障する制度のことを一般には指すようです(知恵蔵)。
 - ・ また、「社会リスク」という場合に、災害等は含まないのが一般であると考えます。
 - ・ 健康危機管理体制についても、保健衛生の項にまとめるべきと考えます。
 - ・ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化については内容を整理し、骨格が分かるように記載すべきと思います。
 - 2 「米軍基地から派生する諸問題」と「戦後処理問題」とは異質の問題であるので、別の項にして整理すべき。
 - ・ 「米軍基地から派生する諸問題への対応」
内容が抽象的で具体的にどのような政策を行うのかわからない。県の計画として作るのであるから、他に「抜本的対策を講じるよう求める」というのではなく、もっと具体的に主体的にどのようなことをするのかを書くべきである。
 - ・ 「戦後処理問題の解決」
「国の責務のもとに」「国においては」という記載があるが、この計画が21世紀ビジョンを実現するための県の計画であるとする、非常に違和感がある。
 - 3 「共助・共創型地域づくりの推進」
多くのものを取り込もうとし過ぎた結果、政策提言として分かりにくい。「イ農村漁村の多面的機能の発揮」については、他の項に整理吸収した方がよいと思う。
 - 4 駐留軍用地跡地の利用促進
従来の駐留軍用地跡地利用の問題点を指摘したうえで、具体的な計画を示した方がい

いのではないか。

5 政策金融の活用

県の計画または要望として表現するべきで、「役割が期待される」というような表現はよくないと思う。

6 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

内容の大部分において「3希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」という項に記載されている内容と重複していると思われるので、もっと要約した方がよいのではないか。3の印象が薄くなってしまう気がする。

7 地域社会を支える人材の育成

人材の育成の項全体として、細かく分類している結果、そのボリュームが大きくなりすぎて、バランスが悪い気がする。また、詳論しているが、具体性に欠けている。もう少し要約しないと、重要な部分が分かりにくくなると思う。

諮問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
80頁	<p>第3章 ア.早期跡地利用の計画の策定</p> <p>「国は、土地引渡前に新たな原状回復処置を行おう。」</p>	<p>国は、土地引渡前に新たな原状回復処置を徹底して行おうが、県民生活や産業振興の観点から移設には相当の期間を要するととみられる構造物に関しては、適切に対処する。</p>	<p>水を供給する企業局は防衛施設庁の使用許可により基地内に取水源(井戸群)や送水管を設置している。同様な手続きにより電力に関しても電力供給設備を基地内に設置している。</p> <p>水道事業や電力事業は、県民生活や産業活動の上から公眾の日常生活に欠くことのできない公益事業と位置づけられている。</p> <p>米軍基地返還等に伴い、返還日までに当該用地を原状回復することとなった場合、水道・電力の安定供給に支障をきたす恐れがある一方で、移設に要する費用は膨大となることが予想される。</p> <p>そのため、駐留軍用跡地利用促進法では、上記事項に関連する分野を明確に定める必要がある。</p>
127頁	<p>第5章 圏域別展開 工.駐留軍跡地の利用促進</p>	<p>跡地利用に当っては、景観形成や効率的な事業実施の観点から、NTT回線や電線類、水道管の共同埋設化を推進し、快適な空間形成を図る必要がある。</p> <p>牧港補給基地の跡地利用については、国際物流拠点と関連した臨空・臨港型産業の集積を図る。</p>	
133頁	<p>生活基盤等の整備</p>	<p>宮古島や石垣島については海水淡水化施設の整備を行い水資源の確保を図る</p>	<p>両地域の水需給は逼迫している事から、多様な水源確保策の一環として海水淡水化施設を導入する。</p>

島袋 純 離島過疎地域振興部会専門委員

第3章2の(7) 共助・共創型地域づくりの推進

序文全文

ア 地域コミュニティの再生と社会参加活動の推進

内容、4段落目まで。

意見

序文

沖縄の自治会の役割の形骸化、機能低下、加入率の低下、参加の頻度と密度の低下を重要課題として、自治会の地域再生における現代的なあり方の調査研究を進め、新たな地縁住民自治組織のあり方について提案を行う。市町村との連携のもとに、県内全地域における自治会の実態調査を行い、自治会再生の条件を把握し、自治会への加入率及び活動への参加頻度と密度を飛躍的に向上させる。また、NPO等市民的活動組織の質と量がなぜ全国的に低い状況なのか、実態調査を行い、調査結果を分析することにより質と量の拡充のために抜本的な対策を行う。このため、県庁内に、自治会及びNPO等の市民自治の組織やネットワークを調査分析し、ソーシャルキャピタル政策の立案を可能とする対策機構を置く。

理由：

この序文に該当する部分の文書の役割が分からない。次のアのための、単なる導入なのか。現状と課題の提示、解決の方向性の提示、が役割なのでは。諮問原案では、「連携による、各世代が共生した、共助・共創型まちづくりを進める」ということで、アウトプットが書いてあって、アウトプットも中身が分からないが、さらにアウトカム（到達すべきその分野の社会の姿）がない。計画にとっても最も重要な課題設定、目標設定が不明。成果として、到達目標、めざすべき社会像（アウトカム）が、分からない。「各世代が共生した」「共創のまちづくり」は社会の姿なのか、何を目指しているのか、何をするのかイメージもほとんど湧かない。何か分からない。

意見

ア

地域社会の公的課題解決や共助のための住民に信頼され開かれた地域自治組織や市民的活動団体の育成支援と、そのような組織・団体等と企業、行政の信頼できる協働のネットワークづくりは、喫緊の課題である。そのため、市町村との連携のもとに自治会の再生支援事業を構築し、自治会の加入率の上昇と参加の頻度及び密度等の改善を図る。

また、県域の広域的な活動を担うNPOについての県の直接的支援体制を強化し、市町村域を活動の中心とするNPOの支援について市町村との連携を行い、活動するNPOの質及び量ともに拡充させていく事業を行う。

また、県及び住民自治組織、NPO、企業等との公的課題に取り組む力の向上と行政との

協働を推進するため、各主体性を尊重した協働のためのルールづくり、パートナーシップ協定づくりを行い、同時にそれが、市町村における協働型事業推進の範となるように実体化していく。同時に、自治会及び市民的活動団体の相互の交流と信頼関係構築のための全県的な信頼醸成の仕組みと場づくりを推進する。

さらに、重要なのは、地域社会を支える、地域づくりを担うことができる人材の育成であり、その要にあるのは学校である。にもかかわらず、移動が多い学校教員は、自らの居住地域の自治会参加の頻度も密度も極めて低い状況にあり、学校所在地域の自治への参加や関わりはもっと低い現状である。したがって、学校自体が、現代的教育課題の地域との協働解決と地域を担えるひとづくりを通して、このような信頼醸成の場となることができる可能性を十分理解もしていなければ活用もされていない。このため、学校支援地域本部事業の導入校をもとに、世代を超えた地域づくりを担うことができる人材の育成を大きな柱とする地域運営学校制度の導入を大々的に図る。

以上のことによって、多様な市民的な主体や地域組織、学校、企業が相互に協働し連携できる社会的な基盤、すなわち社会関係資本を拡充する。

理由：

計画は、課題の設定と目標の明確化（アウトカム、到達した姿、社会像）がなければ、意味がない。「考え方」では、次の計画のための、課題設定の「考え方」（＝現状認識）と目標設定の「考え方」（あるべき姿＝理想）を明示し、次の計画で、目標が明らかになるように文言を考えておく必要がある。

にもかかわらず、かなり不十分だがそれなりに「点検」で出されてきた現状認識と「残された課題」があったはずなのに、それを要約して「考え方（案）」の課題としてのせる、ということがされているように見えない。また、目標が暗示できるような文言も無い。ただ、なにを県が施策として出すか、アウトプットしかない。しかも、そのアウトプットの文書も、課題・目標の設定があいまいでかつ、具体的な事業展開の方法が見えないで、抽象的なことがらについて「支援」、「促進」、「図る」という文面のため、何をするのか中身もよく分からない。

これでは、県の施策や事業について、県民による点検検証も、評価も統制もなにもできない。県庁内での「目標管理」さえできない。何のために、どこまで、どのような状況になることを目標として、やるのか、ほとんど検討がつかない、しかし、なにかしらの事業をやるという、あまり意味がない綺麗な無責任用語が並んでいるだけに見える。

具体的な事業名や施策名は、出せないとしても、課題とあるべき姿（アウトカムの像、社会像）は、打ち出せるはず。せめて、次の計画には、もう少し分かりやすい目指すべきこの分野の社会の状態が、規定されてしかるべきだと思う。現在の「考え方（案）」は、三次振計までのメニュー型計画の書き方と変わらず、それが無いので、目標管理も不可能であり、県民起点のPDS（またはPDCA）マネジメントサイクルが回ることもない。

さらに言えば、後で削除してもいいので、一つ一つの段落を書いた、担当課の名称を段落の一番最後に括弧に入れて掲載してほしい。県庁内の組織で、どの課題について、どこがどう考えているのか、特定の課題については、考える部署がないか、あるいはその課題については、担当が分散されすぎて、相互連携もほとんどない状態なのか、がよく分かるので、意見具申する方としては助かる。具体的には、社会関係資本の拡充については、県庁組織内の、どこが課題を考え、解決策を立案するのか、「考え方」の文面においては、どこがどうやって起案しているのか、教えていただければ助かる。

以上の問題意識から、県民起点のPDCAマネジメントサイクルを回していく起点となる「考え方」とするために、課題の設定、目標の想定、具体的な取り組み像の提案、社会関係資本拡充の担当、責任の所在の明白化を念頭に書いた文書がアに対する意見の案です。

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 島袋純

所属部会名(離島 部会)

諮問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
	「離島」という用語・概念	「小規模島嶼地域」、短縮形で、「小島嶼」へ変更	沖縄本島以外の島々を、本島から遠く離れた島、というイメージでくくると自体に問題がある、という大城肇先生の意見に賛同。単に規模が小さいだけでこれらの島々が世界の中心にさえなれる、、、的な発想が必要なのでは。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

3章

p. 19 12行目 下記挿入

沖縄は環境のフロンティアとして可能性を持つ。島が多く、無人島も含めて、自然が残されているエリアがあるからである。例えば、イタリアの水の都ベネチア(ベニス)やオーストラリアのグリーンアイランドのような「車の無いまち」を計画的に作り出し、積極的に環境保護を進めつつ、それを観光客誘致策へと繋げていくことも考えられる。無人島を含めた島で環境のサンクチャリー(聖域)を作り、人間の活動により環境負荷が大きくなる前の「持続可能な島」つまり、環境の原点の島を作り環境教育に資する

理由等

持続的発展の一手段となる。

p 20 16行目 スマート・グリッドの挿入

(エコアイランド沖縄)を目指すために、全島のスマート・グリッドを展開する。

理由等

離島県沖縄はスケールメリットが利かない、ネットワークによる電力等のエネルギーの効率が不可欠である。

p.57 上から10行目

ア 文化、スポーツ等多様な地域資源を活用した新産業の創出

戦略的な取組を進める。人々が豊かになり、多くの商品やサービスの市場が飽和した現代では、単に機能が優れているとか安価であるというだけでは、消費者を引き付けることは難しい。現代においては、それぞれの国や地域が保持している文化が経済に対し意味を持つことになる。

文化とは、一般的には、それぞれの社会で共有される行動様式や思考様式あるいは精神活動の総体を指す。文化はその多様で異質な価値観を通じて、効用や生活の質を規定する。

文化は現代の人間疎外や心が病んでいることに対する処方箋になり得る。愛や共鳴、共感など、精神、心自体の作用であり、文化は共感や感動を通じて、癒しをもたらす。このように、文化には人々を幸せにする力がある。文化は人が獲得した精神、心を健全に保

ち、これによって肉体を健康に保つために、きわめて重要な役割を果たすようになったのである。

このため…

理由等

人々が豊かになり、多くの商品やサービスの市場が飽和した現代では、単に価格や性能だけでは、消費者を引き付けることは難しい。現代においては、それぞれの国や地域が保持している文化が経済に対し意味を持つようになった今、文化産業は発展の推進力となる。

p. 57 下から2行目

ブランド化を促進する。

アジアの経済統合を見越して、ASEAN+3の枠組みで、医薬品、健康食品、化粧品、エステの等の医療関連商品・サービスの大学院大学と連携し認証機関（プロトコル）を沖縄に設置する。

海洋産業については…

理由等

日本も遅ればせながら ASEAN+3の枠組みでアジアカーゴハイウェイ構想の提言や AMRO 等の域内のマクロ経済の監視する機関を設置する等、アジア規模の取組が始まっている。安全安心の比較優位を持つ医療分野の認証機関（プロトコル）を設置すればアジアのダイナミズムが取り込める。

p. 70 7行目 下記挿入

産業の創造を通じた多様な雇用の場を創出し

理由等

雇用問題の抜本的解決は産業創造である。

p. 82 下から4行目 下記を挿入

人材育成を推進すると共に、レベルの向上が著しいアジアの大学、研究機関との連携を拡充し、知のネットワークを構築する。

理由等

アジアの大学及び研究所は世界的にも高いレベルになっている。アジアの知のネットワークの構築は沖縄に大きな発展をもたらす。

p.86 下から3行目 下記の文挿入

貢献する。

アジア太平洋の経済発展と安全保障のためには自由化、開放化の促進拠点と安全のための政治的調整が必要である。地政学的優位性とソフトパワーを活かすことにより、国際政治の調整機能を持ったいわば「東洋のジュネーブ」として沖縄を機能させることが必要である。国家間の安全保障の議論では専管事項の名の下に沖縄は議論、交渉に参画できない状況にある。このような中、紛争や交渉の緩衝地として国連の平和関連の組織を導入しつつ、平和と経済発展に寄与する国際調整センターを構築する。

このため....

理由等

沖縄はかつて琉球王朝時代に中国の福建からビューロクラート、テクノクラートとして多くの帰化人が入り、台湾とも復帰前には琉球政府の公務員研修を送り出す等有効な歴史的関係性を持つ、戦時も少なくとも加害者ではなく、被害者としての要素をアジアの国々と共有している。

p. 100 3行目に下記を挿入

返還後に来る跡地利用は更に大きな難関である。基地の跡地を埋めて余りある経済量が無ければ縮小均衡に行き、沖縄経済がダウンすることが危惧されるからである。跡地利用のすべてが北谷町美浜や那覇市新都心のように自動的に活性化する訳ではない。

返還からまちづくりまでのプロセスには、誰が（主体、調整）、どのように（開発方法、制度）、何を（まちづくり、課題解決）、何時（返還からまちづくりまでのステージ）、財源等を一つ一つ解決しなければならない。基地は発展のメリット、デメリットを凍結しており、可能性を発芽させるまちづくりが求められる。

理由等

跡地利用の現状は地権者の数が相続を通じて増加する中、指揮者不在のオーケストラに近く、不協和音が目立つ。変則的な組織である米軍基地を持ち込んだ責任は国にあり、県民の意を酌んだ跡地利用のロードマップ作成と実現が求められている。

p. 108 第5章 圏域別展開の前に下記を挿入

沖縄県の人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2025年にピークに達すると推測されているが、東京等の首都圏への人口移動が続くと、それより早く元和章に転じる可能性がある。人口減少を見越した創造的縮小の社会、経済政策を展開しなければならない。

理由等

いずれ沖縄にも少子高齢化が到来する。人口減少は社会的にも経済的にも地域に大きな影響を与えるため未然の対応作が必要である。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名: 饒波正博

所属部会名(総合部会)

諮問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
35p	安心安全 基本指針「交流」をうけて	21世紀ビジョンに謳っている「交流」に伴う人の移動から派生する危険への安心安全へ視点が欠けているように思います。 この移動する、あるいは移住する人々の管理について、住民基本台帳あるいはそれに順ずるsocial securityの仕組みが必要になると考えます。	人の移動にはリスクが伴います。犯罪、感染など。 東アジアの政情が不安定化すれば、交流の中心地である沖縄には百万単位の難民がやってくるかも知れません。
38p	米軍基地から派生する諸問題	「沖縄に相応の負担」を主張するのであれば、将来、基地縮小はあるでしょうが、相応負担の基地は残りことになります。地位協定の見直しと同時に、現地位協定で定められていることがきちんと履行されなければ履行を強制命令できる権限を持つ第三者機関(沖縄、日本、米国合同)を設置するべきだと考えます。	米軍基地から派生する諸事件の処理の検証、その後の報告、情報の公開が少なくない。協定で決められた米本国本国でのしかるべき対応すら、おざなりになっているとの報道があります。基地が残るのであれば、そして地位協定がすぐに変わらないと言っているのであれば、最低でも、現地位協定の厳密な施行を監視するべきだと思えます。
41p	コミュニティー再生	主に市町村の仕事であると考えます。	県の仕事、市町村の仕事を確認にすべき。 地方政府確立を主張しましたが、県庁が新たな震ヶ関にならない事を願います。 市町村の自治、自立を尊重する。
81p	政策金融の活用	賛成です。 沖縄の民間企業への融資に特化した金融組織は必要であると考えます。	沖縄の民間企業に対する沖縄振興開発金融公庫の果たした役割は大きいと聞きます。 また沖縄経済は、公が強く民が弱いとも聞きます。民の活力あつてこそその健全経済と考えますので、現在うまく機能している仕組みは何らかの形で残すべきたきと考えます。
108p	圏域別展開	圏域別で分けたとき圏内の格差がマスクされてしまうことがあるかも知れません。	
112pなど	観光一般	観光産業に対する規制、税などの仕組みも必要であると考えます。	沖縄の観光資源を守る視点も必要。 観光目的であれば、山は崩す海は埋めるも仕方がない、では持続できません。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄県振興審議会

氏名:池田孝之

(基盤整備部会専門委員)

諸問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
37・1	多様なニーズに対応した都市公園	多様なニーズに対応した都市防災公園	防災を強調
37・26		「災害時のエネルギー確保」について追加する	エネルギーの必要性
37・下から5 行以降	沖縄県都市防災情報システム	「全国・国際的広域的防災ネットワーク形成の必要性」を加える	全国・国際的視点が必要
80・下から3 行以降		水・緑・生態系の保全回復、風景資源の保全整備を加える	水・緑・生態系、風景資源の必要性
81・11	新たな調整機関の設置	新たな推進機関の設置	推進する段階である
81・11以降		実施主体の明確化、公共用地の先行取得を加える	実施主体の明確化、公共用地の先行取得の必要性を強調
86・12	国際的な災害援助隊の形成	国際的な防災・災害援助隊の形成	防災の協調
86・16	国際的な地震・台風等	国際的な地震・津波・台風等	津波の協調
97・下から3 行以降		地域づくり支援センターの設置を加える	地域づくり支援センターの必要性 ※「地域づくり支援センター」は、地域のまちづくり、風景・景観づくり、地域の活性化について、地域のコミュニティ(市民、住民)の活動を支援(人・物・金)したり、地域リーダーやコーディネータの人材を育成を行う機関で、行政、企業、NPOとの連携も担うセンターを考えています。よろしくご検討願います。
121・20	鉄道	鉄道	用語・概念の統一
127・下から5	国営大規模公園	中南部都市圏の中核となる国営大規模公園	位置づけを明確に
127・下から4	基幹道路の整備を行い、	基幹道路の整備を行い、鉄軌道を含む新たな公共交通の導入と併せて、	鉄軌道の導入を加える

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

他部会所掌分

氏名:大城 肇

所属部会名(離島過疎地域振興部会)

諮問案 頁・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
110頁10行	地方自治	地域主権	地域の自主決定力の強化は地域主権。
111頁7～8行	果実	果樹	果実は限定的。
115頁4行	エネルギー導入に関する実証実験に取り組む。	エネルギーを導入する。	いつまでも実証実験を続ける必要はない。
115頁5行	有効活用など調査研究を実施する	有効活用を図る	直ちに廃棄物の再資源化や有効活用を図る必要がある。
129頁10行	宮古島トライアスロン大会	宮古島を削除	石垣にもトライアスロン大会がある。
132頁16行	その利活用を検討する。	その利活用を図る。	検討する段階ではない。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

別添4

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄県振興審議会委員

氏名: 大崎正和

諮問案	意見(修正案文)	理由等
83ページ 6行	「沖縄」をキーワードに集う各界層関係者 多様な学習機会の確保に取り組む。	たしかに「沖縄」をキーワードに集う者の中にネガティブな意見を持つ者もいるだろうが、続く文章「取り込んだ世界のウチナーンチネットワーク」とあるので、ポジティブかつ固有の表現名詞の記載は有効に思える
117ページ 14行～	多様な学習機会の確保に取り組む。	内容の充実には人材の熱意に比例すると考える。単純に数的マインパワーではなく、そこに関わる人材のクオリティが大切で、離島へき地域教育においては、そこへ出かけて行って教育することに熱意を燃やす者の存在が大きいと考える。常勤形態でなくとも必要な教育に係る人材のプールは有効である。
120ページ 5行～	健康・保養等をテーマとして人々に潤いを与える地域振興を推進するとともに、島外交通の充実や～	その島独自の有効な島内交通の確立は、観光産業的にも有益に思われる。また、独特で新しい交通形態のモデルケースとして内外に発信することも活性化に繋がると考える。
126ページ 24行	これら文化資源を活用した高い演出効果によるショービジネスなどの創出を促進する	「形」が出来つつある現在、次はその内容である。物珍しさから長期に亘って見てきたえのあるショービジネスコンテンツが必要

新たな計画の基本的な考え方（案）に対する意見

氏名 環境部会委員 山本 克彦

諮問案 頁・行	諮問案	意見（修正案文）（赤字で記入）	理由等
35・12	「県民が安全・安心に暮らせる社会をつくっていくため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるとともに、県民の生命、身体及び財産を災害などの社会リスクから守るため、災害に強い県土づくりと防災体制の強化を図る。」	「追記」：「県民が安全・安心……を図る。さらに、今回の東日本大震災に伴う行政機関、製造拠点、流通拠点などの全壊・水没・流失などによる重要情報の散逸などのリスクを日本全体で分散化させるため、分散拠点の一つとして地理的、地盤構造的にも優位な沖縄県に設置するよう関係機関に強く働きかける。」	今回のように大震災における重要な情報の致命的な散逸リスクを全国に分散させておくのに、沖縄県が有利であることをアピールする。
38・最下行	「日米地位協定の見直し等に関しては、………を迅速に説明するよう求める。」	「追加」 県内の多く存在する米軍基地に対しても、地球温暖化防止に対して積極的に関与・協力を願うため、設備の省エネ・創エネの推進と具体的計画の提出を申し入れる。	米軍基地におけるエネルギー消費量も大きいことから、地球温暖化防止には積極的に関与してもらう必要がある。
81・2	「追記」 「県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザイン化の視点による新たな都市空間の形成を行うとともに、太陽光発電や風力発電導入等による跡地利用に向けた整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう、持続可能な開発を行う。」	「追記」 「県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザイン化の視点による新たな都市空間の形成を行うとともに、太陽光発電や風力発電導入等による跡地利用に向けた整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう、持続可能な開発を行う。」	具体的な項目を追記した。
86・16	「追記」 「このため、国際的な地震・台風等研究施設、防災教育施設及び災害医療・救急医療の基幹医療施設における防災・医療技術の人材育成と情報発信に促進する。」	「追記」 「このため、国際的な地震・台風等研究施設、防災教育施設及び災害医療・救急医療の基幹医療施設ならびに災害時に向けた国内や世界の重要防災・保管拠点設備の誘致等を図り、アジア・太平洋地域における防災・医療技術の人材育成と情報発信に向けた取組を促進する。」	具体的な項目を追記した。

「追記」

「離島地域においては、赤瓦屋根やフクギの屋敷林などの伝統的集落景観の保全の観点から、空き家となつてきている古民家や伝統建造物などを活用した住環境の魅力向上を図る。また、水の安定供給を図るため、多目的ダムの建設、海水淡水化施設などの整備に取り組むとともに、水道事業の広域化を推進する。あわせて、高度処理水の雑用水などへの有効利用を推進する。汚水処理については、特定環境保全公下水道及び農・漁業集落排水処理区域における合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、その処理区以外における合併処理浄化槽の普及を促進する。」

「追記」

「離島地域においては、赤瓦屋根やフクギの屋敷林などの伝統的集落景観の保全の観点から、空き家となつてきている古民家や伝統建造物などを活用した住環境の魅力向上を図る。また、水の安定供給を図るため、多目的ダムの建設、海水淡水化施設などの整備に取り組むとともに、水道事業の広域化を推進する。あわせて、高度処理水の雑用水などへの有効利用を推進する。汚水処理については、特定環境保全公下水道及び農・漁業集落排水処理区域における汚水処理施設の整備等を推進するとともに、その処理区以外における合併処理浄化槽の普及を促進する。なお、これらの設備により離島のエネルギー需のひっ迫が懸念される場合は、地球温暖化防止の観点からも太陽光や風力等の再生可能エネルギー設備の併設も併せて推進する。」

具体的な項目を追記した。

新たな計画の基本的考え方(案)及び制度提言に対する意見

沖縄県振興審議会委員 仲本 豊

<専門部会における議論の要望>

沖縄振興に係る新たな計画については、計画の基本となる法律や制度の枠組み（税制、補助対象、補助率等）については国の機関（内閣府、関係省庁、国の審議会等）が策定し、新たな計画は沖縄県で作成する（現行計画は国が策定していたものを今回は沖縄県が作成することを要望中？）ものと理解しています。

このため、新たな計画の中身の議論ももちろん重要ですが、本年5月及び6月の専門部会で、計画の基本となる法律や制度の枠組みに係る「制度提言」について、重点的に議論を行い、国の機関に提示することがより重要であると考えます。

6月8日には、内閣府の沖縄振興審議会総合部会第10回専門委員会でも、「最終報告素案」が議論されることとなっており、是非とも、県の審議会において法律や制度の枠組み（税制、補助対象、補助率等）を最優先でとりまとめ、制度提言し、国の機関と調整していくことを強く希望します。

<駐留軍用地跡地の整備、社会資本整備>

第8回沖縄振興審議会総合部会専門委員会（H23.2.15）において、基地跡地の整備、社会資本整備に関して議論させた際に、私の方でメモを作成し、発言させていただいた内容は以下の通りです。

新たな計画の基本的考え方及び制度提言に反映していただければ、幸いです。

基地跡地の整備、社会資本整備等に関して必要な施策

専門委員 仲本 豊

1 駐留軍用地跡地の整備（大規模な基地返還跡地の整備）

（現状認識）

- ①駐留軍用地跡地の整備とその利活用は、今後の沖縄振興発展の最大の基盤。
- ②都市と隣接しているものの、アワセゴルフ場跡地（北中城村）やギンバル（金武町）をはじめ、第2次世界大戦後60年以上も国の都合で利用を制限されインフラ等も全くない跡地が大部分。
- ③駐留軍用地は行政サービスの恩恵を全く受けておらず、戦後、行政上放置された状況。

- ④返還又は返還合意された施設は大部分が民有地であり、これまでの区画整理事業による整備では、減歩による地元負担も大きく、事業期間も長期化し、工事の進捗によって土地活用の開始時期が大きく左右。
- ⑤強制的に長期間収用していた土地の回復については、現状を考慮せず、接收当時の地目に戻すための補償費を支払えばよく、返還後の利活用に向けた整備には全国一律の制度を適用との国の姿勢には、収用期間中の行政上放置を考慮すると、大きな違和感。
- ⑥戦後の国の安全保障に果たした役割は大きく、駐留軍用地跡地の整備とその利活用における国の責務は極めて大きい。
- ⑦返還軍用地に関しては、国の責任として地権者及び地元自治体の負担軽減はもとより、早期に開発、利用が可能な事業制度の創設が不可欠。

(新たな制度、施策)

沖縄県で提案されている新たな法律の考え方、施策は大変重要で普天間基地等大規模跡地の返還を見据え是非とも必要。ただ、返還合意されたものの条件が整わないもの、見通しが立たないものや返還作業が遅れているものも多々ある。普天間基地等大規模跡地の課題に、現在進行中の中小規模跡地（金武町、読谷村、北中城村等）の整備・利用において直面する課題等が埋没されないか懸念。現実的な観点・視点から、特に以下の施策が必要

- ①地元自治体及び地権者の組合等が実施する跡地利用対策事業及びそれに対する「国の負担又は補助の割合の特例等」を新たな法律に明記すべき。
- ②上記の跡地利用対策事業に係る沖縄開発金融公庫の役割等を新たな法律に明記すべき。 例) 保留地処分まで収入のない地権者の組合等に対する無利子（又は低利）融資制度、跡地に建築される住宅、店舗等への貸付金利の優遇措置 等
- ③跡地利用対策事業（土地区画整理事業等）の補助対象の拡大、補助率のかさ上げによる地権者及び自治体等の裏負担の軽減。
例) 基幹的な道路だけでなく、市町村道に移管される区画内道路や公園、調整池、上下水道等についての用地取得及び整備費、並びに事前調査等事業の準備に係る経費を補助対象に。区域外との接続道路等返還跡地と隣接地域との調和を図るための事業への補助対象の拡大。
- ④駐留軍用地跡地の磁気探査（未使用弾、不発弾等）調査は基本的に国自ら実施すべきであり、少なくとも費用は国が負担することを新たな法律に明記すべき。また地形測量や埋蔵文化財等の各種調査については、返還前にある程度実施できる仕組みが必要。
- ⑤跡地給付金は、現行の返還から3年間（特定跡地）から、跡地の基本的な社会インフラの整備が完了するまで間、支給する制度に見直し、新たな法律に明記すべき。

2 社会資本整備

沖縄 21 世紀ビジョンで示された考え方に則し、「発展のバネとなる戦略的な社会資本整備」として、特に以下の施策の推進が必要

⑥基地返還跡地を活用して、幹線道路、LRT 等鉄軌道やモノレールなど骨格的な公共交通軸の形成及び大規模公園、学校・大学等教育施設、研究施設、物流・交流拠点をはじめ社会インフラの整備の推進。特に幹線道路や大規模公園については、国による返還前の公共用地先行取得も必要。

⑦沖縄県及び県内市町村の財政基盤は脆弱であり、上記の課題、施策の推進のために、社会資本整備における「国の負担又は補助の割合の特例等」については、沖縄振興に係る新たな法律においても、現行の特例等を下回らない水準で明記すべき。また、沖縄振興一括交付金の導入に当たっても、実質的に現行の特例等を下回らない水準を確保できる制度とする必要。

平成23年5月11日

1. インフラの更新・保全について

過去40年間で約10兆円の資金が振興費として沖縄に投じられましたが、そのうち9兆円ぐらいがインフラ整備に使用されたと思います。その整備された学校から橋に及ぶインフラが次第に老朽化し、また耐震構造の不適合等の問題で、整備したインフラの維持更新費用が膨大になるのではないかと懸念されます。その問題への対応が「基本的な考え方（案）」に無いのが気になります。

下記の点は、「基本的な考え方（案）」とは少し論点がずれるかもしれませんが、将来の沖縄について懸念している点を記載します。

2. 日本政府の財政は、決してサステナブルではありません。EUで起きたことをみると、近い将来日本でも市場からの圧力で財政がドラスティックな変革を余儀なくされるかもしれません。例えば支出の大幅な削減、または消費税率の大幅な切り上げ（沖縄には不利な租税改革になるのではと思いますが）など。その場合に、沖縄振興の資金をどう担保するのでしょうか。

52

3. 防貧対策の綻び

沖縄の国民年金の未納率（64%）は全国でもっとも高くなっています。近い将来沖縄に無年金高齢者があふれ、生活保護等により市町村の財政に大きな影響を与えることが予想されます。例として今年度の那覇市の予算をみると、一般会計歳出総額1,242億円のうち562億円が民生費で、そのうち190億円が生活保護費となっています。年金問題は国の施策の失敗ですが、その影響が沖縄に強くでて、「基本的な考え方（案）」が唱える心豊かで、安全・安心して暮らせる島ではなくなるのではないかと懸念されます。

以上。

文章案

9頁 自立の節について：下記の段落を入れてもらえないでしょうか？ご検討ください。

また、防災的な観点から、エネルギーや生活基盤整備における分散型システムの検討、県内における有休農地等の有効利用に向けた市民農園制度の拡充や魅力の増進、非農家農地貸付条件の緩和の検討などを総合的に行うこととする。

資料等：

県内の市民農園等農地賃貸への需給構造；

それほど希望が高いわけではない。（沖縄県農政課ヒアリング）

...

考えられる理由：狭い、休憩場所が無い、年度単位でしか借りられないなど、市民農園の魅力が少ない。

市民農園；

農地法3条第1項の6

→しかし、市民農園を整備していない自治体も多く、また1年程度のものが多い。（更新を可能としている自治体もある）

また県内の農業委員会では基本的に小屋（ガーデンハウス）等の建設は禁止のところが多い

個人的な賃貸；

農地法3条第2項の5の場合：農家以外が借りるときは、農業従事者として年間営農計画を農業委員会に提出し認めてもらう必要がある。それ自体は、営農計画が失火入りしていれば、専業農家でなくても許可される可能性があるが、家庭菜園として行う場合、広さの下制限がネックになる。

「下限面積」は農地の生産性を落とさないために、細分化を防ぐための規則として定められたものである。下限面積は自治体によって異なっているが、例えば、全城市街化区域の那覇市は県内でも一番下限が引き下げられているが、10a(=1000㎡)となっている。（最初の県からの打診では20aで那覇市が引き下げた）

農地法5条に基づく農地転用許可を受けなければならず、農地の状況によっては3条による運用より困難である。

農地法 3 条第 1 項の 6 による市民農園でガーデンハウスを設置したタイプ

一般市民農園型：久万高原クラインガルテン（愛媛県）

平成 11 年にオープンしたクラインガルテン。林業の町ならではのログハウス（宿泊は不可）付き市民農園もあり、週末は農作業を楽しむ方で賑わっている。

市民農園 A タイプ：デッキ付ログハウス＋20 坪の畑

市民農園 B タイプ：ログハウス＋10 坪の畑

マイガーデンタイプ：10 坪の畑

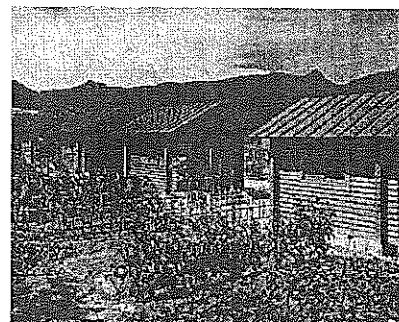
3 種類の農園から選択でき、原則 1 年間農園を利用できる。（継続利用も条件により可。）

利用者は地元農家可の営農指導が受けられる。

契約期間は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（最長 2 年間までの延長利用も可）

期間 毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

体験料 年間 10,000 円 ～ 120,000 円（各タイプで金額差あり）

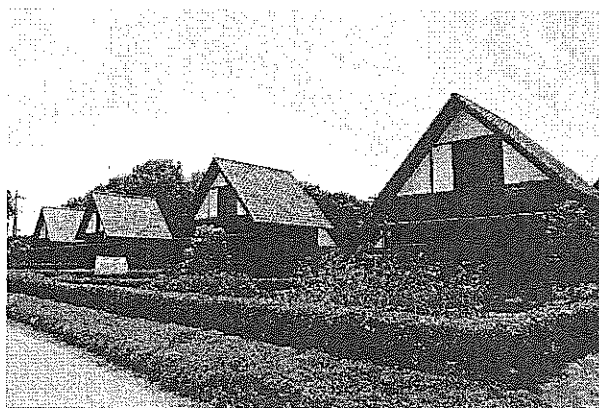


ログハウスタイプ、とくにデッキ付の A タイプが人気で、毎年応募超過。空きがない。ログハウス内は電気のみついている。宿泊不可が原則だが、宿泊している家族もある。水道等は共有の施設で使っている。（ヒアリングによる）

農地法 5 条の農地転用を行って整備した市民農園

賃貸型：クラインガルテン八千代（茨城県）

滞在型の市民農園。270 ㎡の土地（農園）に 29 ㎡のラウベ（小屋）がある。ラウベには、水道、電気、バス、トイレが完備。利用期間は、4 月から翌年の 3 月まで。1 年単位で 5 年まで延長可能。年間利用料は 420,000 円（光熱費、水道代別）。



夏季限定の

ジネス
より情報

週末や夏休みは田舎で、平日は都市で仕事と農村に生活拠点をもち、平日は都市で仕事

都市と農村に生活拠点を

ストレス社会に生きる現代人にとって、豊かな自然の中で過ごす生活は何よりもリフレッシュ。近年、都市と農村に生活拠点をもち、平日は都市で仕事

ゆったりと農作業や趣味に打ち込む「デュアルライフ（2地域居住）」が注目されています。

三輪の「時間開発」（苑主）と随伴者の「中央建築事務所」が設計



クラインガルテン黒姫

（監理）は、信濃町10から約3kmの黒姫高原に、週末に滞在して土いじりが楽しめる「クラインガルテン黒姫」（全6区画）を開発。1区画約1万㎡で分譲中。区画面積は沼田から新井、各敷地内には木造平屋建て1Kロフト付きのラウベ（滞在施設）があるほか、自分で建てたいDIY希望にも対応。上下水道、電気、プロパン完備。ベッドもOK。農業指導員が園芸や農業のアドバイスしてくれま

す。周辺には野尻湖、温泉、スキー場などレジャースポットもいっぱい。資料の請求は中央建築事務所へ。 中央建築事務所 0303-303

6月から8月まで夏季限定で、同日の夏の

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄県振興審議会

氏名: 上間 清

(基盤整備部会専門委員)

諮問案	諮問案	意見(修正案文)	理由等
①P.10-12外 頁・行		「自立型経済」という用語が所々散見されるが、この「自立型経済」のOUTPUTの姿が不明確な印象がある。どの様なものか示せるか? 県財政状況? 移出入バランス? 県民所得状況? etc.	
⑧P.102 (1)		「離島」という場合、全国的にみだ「離島県沖繩県」の意味と「沖繩の中の主要島(本島、宮古本島、石垣島)を除く島々」の意味がある。明確にした方が良い。	
⑨P.107 上4	「...が発揮されない」	「...が発揮されにくい」とする。	

返送先: 沖縄県土木企画課 電話: 098-866-2384 FAX: 098-866-2399

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

※様式については、メールによる返信又はFAXにより提出願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄県振興審議会

氏名:池田孝之

(基盤整備部会専門委員)

諮問案 真・行	諮問案	意見(修正案文)	理由等
102・上段		「国境離島」の概念と役割を加える	国境離島の協調

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

他部会所掌分

氏名:大城 肇

所属部会名(離島過疎地域振興部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
102頁8行	国境を画し	国境を画して	文脈上、「て」を挿入して記述したほうがよい。
102頁9行	国家的利益の確保に大きな役割	国土保全機能	国家的利益とは？ それに対して「大きな」とは？
102頁14行	過小	狭小	「過小」の判断基準が不明だから。
102頁17行	散在性	環海性	通常は環海性を使っている。
102頁20行	人的・物的の	人的・物的な	文脈上
103頁1行	”離島の中の離島”という厳しい環境にあり、	厳しい環境下にあり、	離島の中の離島とあえて強調する必要はない。
104頁14行	離島島しょ県	島しょ県	離島は削除。島しょ県で十分。
105頁5行	東アジアの中心に	東アジア圏域内に	沖縄は東アジアの中心に立地していない。
105頁7行	外国語対応能力を有する	削除	根拠に乏しい
105頁13～14行	今後の・・・図るためには、国内外の・・・を拡充し、	国内外の・・・を拡充し、今後の・・・図るためには、	ネットワークを拡充することによって産業の集積を図ることができるから。
105頁下から4行	日本アジア	日本とアジア	文脈上。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的な考え方（案）に対する意見

氏名 環境部会委員 山本 克彦

語問案 頁・行	語問案	意見（修正案文）（赤字で記入）	理由等
全体：事例として1頁～2頁のみを示す。	「総体」、「顕在化」、「内包」、「共生」「近接性」(2・最下行)	簡単な言葉をわざと複雑にして県民には理解しづらい	<p>「総体」：省略しても意味が通じる。 または「総合的に」、 「内包」：「有している」に変更した方がわかりやすい。</p> <p>「顕在化」：「鮮明にする」にした方がわかりやすい。 「共生」；本文をみると「共生」には、近隣諸国との共生、高齢者との共生、地球環境との共生の3つがあるが2頁の共生がどことの共生や交流（同じ箇所）に使用されている言葉）かが不明確であるので、「どことの」共生かを具体的に追記する。 「近接性」：距離的な近接性か、人的なつながりの近接性か不明なので「どの近接性」</p>
6・7	「また、……この大震災は、自然災害はもとより様々な自然的社会的リスクを見据えた社会システムの再構築など我が国の今後のあり方に大きな影響を与えるものと考えられる。」	「また、……この大震災により、地理的・地盤構造的に異なる沖縄地域は、企業や国・地方公共団体の住民行政や経済活動に重要な情報等の予備重要拠点の一つとして重要な地位を占めるとともに、同様な災害が直接被災した場合の様々な自然的社会的リスクを見据えた社会システムの再構築などを積極的に推進する。」	<p>語問案では、「考えられる」と弱い表現になっているが、今後は、「直接的な被災」とともに「他地域の被災」に対する「予備重要拠点」として沖縄県を位置づける必要がある。</p>
全体 10・14	全体的に難しい用語が多く見られるので、最後に「用語集」追加することを要望する。 事例「移出産業」(10・14)、 「5つの将来像」(13・5) 「ホスピタリティー」(15・4) 「琉球諸島の世界遺産登録」(16・16) 「エコアイランド沖縄」(20・16) 「エコアイランド特別地区」(16・17) 「沖縄・ハワイクアリーエンエネルギー協力」(20・17) 「環境収容力（キャリングキャパシティ）」(17・5) 「集約型都市構造」(20・23) など	<p>「ホスピタリティー」(15・4)？；相互扶助？介護？ 「琉球諸島の世界遺産登録」(16・16)；県全体？、産業との両立は？ 「エコアイランド沖縄」(20・16)；国の許容政策？ 「エコアイランド特別地区」(16・17)；国の許容政策？ 「沖縄・ハワイクアリーエンエネルギー協力」(20・17)；国の許容政策？など</p>	<p>全体的に難しい用語や固有名詞が多く見られるので、最後に「用語集」追加することを要望する。</p>

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:しまんちゅビジネス 渡具知 豊
 所属部会名(総 合 部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
P110 上二行目	<p>多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくりを目指すのであれば機能させる核が必要となると考えます。</p>	<p>これらのことから、多様な主体間の連携と協働を持続的に展開していけるソーシャルビジネスの環境整備を図り、各事業間の連携をスムーズに行える離島山間地域プラットフォームを整備し、協働を実現するため離島中山間地域の新しい事業の在り方等の環境整備を図り、地域づくりを促進していく。</p>	<p>離島山間地域の社会課題の解決と具体的な解決の手法を盛り込むことが多様な主体間のある地域を生み出すことになる。</p>

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

